

1. 中央広域環境センターでのごみ処理

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ごみの焼却処理	 焼却処理			
ごみの施設外搬出		 施設外搬出		

令和7年8月

- ① 令和7年8月以降は、ごみの焼却処理は行わない。
- ② 令和7年7月末日までに焼却処理できないごみは、積替保管し施設外に搬出して処理。
- ③ 積替保管後、施設外に搬出しての処理は、令和10年3月31日まで。
- ④ 施設の運営にあたり公害関連諸法令に定める環境基準を遵守し、周辺地域の生活環境や農作物に影響を及ぼさないようにする。

2. 積替保管施設整備事業の事業者について

(1) 事業者選定について

事業者選定の方法 公募型プロポーザル方式

令和6年7月 10日	募集要項等の公表
8月6～7日	参加表明書及び提案書等の受付期間
9日	プレゼンテーション・ヒアリング審査
13日	審査結果通知
29日	改造工事請負契約の締結に関する議決

(2) 実施事業者

グループ名：積替保管施設 ジェムカ事業グループ

構 成 員	役 割 分 担
ジェムカ株式会社（山口県萩市）	代表企業、運転、ごみ処理業務
松村建設株式会社（山口県萩市）	改造工事の設計及び施工
四国合同通運株式会社（徳島県阿波市）	ごみ運搬業務

3. 周辺対策事業について【阿波市が実施】

- ① 実施事業 道路改良、集会所整備、公園整備など
- ② 実施範囲 阿波市が周辺対策事業を実施している範囲

中央広域環境センターでの積替保管の概要

① 積替保管施設の考え方

- ア ピット前スペース（プラットフォーム）を有効利用する。
- イ コンベア：2基 4tリフト：2台 バックホー：2台 使用
- ウ ごみ収集車両から「可燃ごみ」を荷下ろし後、コンベアを利用して水密容器（内容量 7m³、約2t）に投入し、重機で容器の中の「可燃ごみ」を押し込む。リフト作業により、随時容器の入れ替えを行う。



② 積替保管場所等における臭気対策について

- ア ごみ収集車の出入り口（3か所）に噴霧器を設置し、消臭剤を噴霧する。
- イ コンベアに噴霧器を設置し、直接「可燃ごみ」に消臭剤を噴霧する。
- ウ 水密容器に蓋をし、当日又は翌日までに搬出する。

③ ごみの運搬方法について

- ア 最大 13t積車（ウイング車）7台使用
- イ 1台につき水密容器（7m³、約2t）5基を、リフト作業により積み込んで搬出する。
最大搬出量 70t/日

